

みなとがわすいどう
湊川隧道

登録有形文化財に登録へ

平成30年11月16日(金)に開催された国の文化審議会で、文部科学大臣に対して、湊川隧道を国の登録有形文化財(建造物)に登録するよう答申がなされました。この答申に基づき、来年3月頃までに正式に国登録有形文化財として登録される見込みとなりました。



湊川隧道の歴史

現在の新湊川は過去に何度かその流れを変えています。旧湊川は民家より高い土地を流れる天井川であり慶応3年の神戸港開港以来、神戸地域が発展するにつれ、旧湊川が度重なる氾濫と東西交通の障害となっていたことにより、付け替え工事が行われました。

旧湊川を付け替える工事の計画、設計は当時の日本を代表する土木技術者の瀧川釦二や沖野忠雄が関わり、施工は現在の大成建設(株)である大倉土木組が行いました。この付け替え工事は神戸における明治期の三大土木事業といわれています。

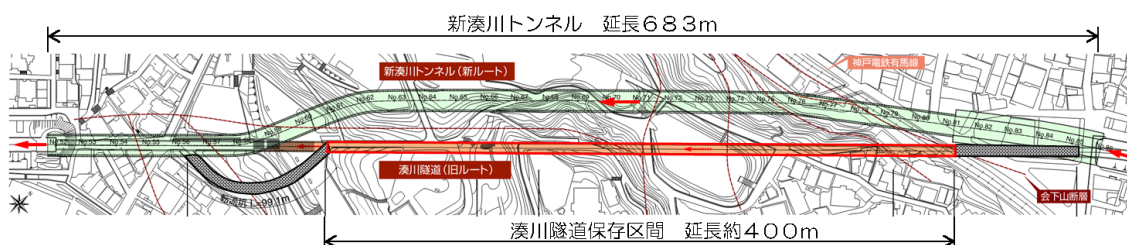
平成7年に発生した阪神・淡路大震災により湊川隧道も被災し、応急補強工事が行われました。新湊川の災害復旧事業では、原型に復旧するだけでなく、新湊川水系工事実施計画に基づいて河道の断面積を拡大する新湊川トンネルが計画されて工事が行われました。新湊川トンネル完成後、湊川隧道は河川トンネルとしての役割を終えました。

湊川隧道の特徴

湊川隧道は、明治 34 年に竣工した全長約 600 メートルのトンネルです。日本初の近代河川トンネルであり、トンネルの掘削工事は全て手掘りで行われました。旧湊川を新湊川に付替えたことによって、次のような効果を挙げることができました。

- ①旧湊川の流出土砂による神戸港埋設問題の解消。
- ②分断された東西交通障害の解消。
- ③旧湊川の河川堤防が削られてできた新開地の発展。

これらの効果によって、湊川隧道は神戸の街の発展に大きく寄与したのです。



ご参考：登録有形文化財建造物制度とは

登録有形文化財建造物制度は 1996 年に制定され、従来の指定制度では対象外となるものを補完する制度で重要度の高い文化財の保護を目的としています。建設後 50 年を経過し、都市化や開発等で危機にある建築物が対象となり、歴史的景観に寄与し造形の規範となるものであって、再現が容易でないものが対象となります。重要文化財より緩やかな制度で文化財の保護や活用を行い、修繕や改築の自由度が高く、幅広い活用を考えられるのが特徴で、地域振興や地域ブランドを確立するために活用ができる制度です。

湊川隧道の保存に関しては「湊川隧道保存友の会」の会長 渡辺 保 氏を中心として、保存及び研究や情報発信などの活動を行なっておられ、今後も隧道を地域の宝として守ると共により活発な活動を行っていかれます。

この件に関するお問合せは：

兵庫県神戸県民センター 神戸土木事務所（電話：078-737-2382）まで。

兵庫県政ニュースの発行元：

自民党 兵庫県議会議員 福島茂利 福島茂利事務所

兵庫区東山町 2 丁目-6-6 ジラソーレ 601 号 電話：078-512-2940